

## 青翔開智中学校・高等学校 授業料等減免規程

### (趣旨及び目的)

第1条 この規程は、青翔開智中学校・高等学校（以下、「本校」という。）に在学する生徒で、修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により、授業料等の支弁が困難と認められるものに授業料等の減免を行い、学費負担を軽減するとともに、有用な人材を育成することを目的とする。

### (減免の対象となる資格)

第2条 授業料等の減免は、鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金交付要綱及び鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金交付要綱に定める別表（第3条・第6条関係）及び附表（所得基準額表）の要件に該当する場合に行うものとする。

### (減免金額)

第3条 授業料等の減免の金額は、鳥取県私立高等学校等生徒授業料等減免補助金交付要綱及び鳥取県私立中学校生徒授業料減免補助金交付要綱に定める別表（第3条・第6条関係）に定める限度額を最高額として減免する。

### (授業料等減免の期間)

第4条 授業料等を減免する期間は、授業料等減免決定通知書により決定された月からその学年度末とする。ただし、次の各項に該当する場合は、決定を取り消すことがある。

1. 退学、転学または傷病などのために就学の継続が不可能なとき。
2. 授業料等の支弁が可能となったとき。

### (申請手続き)

第5条 授業料等減免を希望する者は、授業料等減免申請書（様式第1号）家庭状況調査書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、市町村役場の発行した所得課税証明書（世帯員全員のもの）を添えて、学校長に提出するものとする。

(授業料等減免審査委員会)

第6条 授業料等減免審査委員会を本校に置く。審査委員は次の各号に掲げるものをもって組織する。委員会は毎年5月及び7月に開くものとする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 学校長             | 1名  |
| 2. 教頭、事務長、教務主任     | 3名  |
| 3. その他、理事長が必要と認めた者 | 若干名 |

(授業料等減免の審査手続き)

第7条 授業料等減免審査委員会は、申請者の第2条に規定する資格を審査し、審査結果および第5条に規定する書類を理事長に提出するものとする。

(授業料等減免の決定)

第8条 授業料等の減免は、授業料等減免審査委員会の審査に基づき理事長がこれを決定する。

(授業料等減免決定通知書)

第9条 授業料等減免が決定した者には、「授業料等減免決定通知書」(様式第3号)を交付する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、第6条に規定する授業料等減免審査委員会にて検討し、理事長が行う。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から実施する。